

## 処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家が为您解答いたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は65頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1

最近、来局する患者のうち、「次回に一緒に払うから」といってなかなか一部負担金を支払ってくれない人がいて困っています。その後も処方せんを持ってこられるのですが、それまでの未収分の一部負担金を支払うよう催促しても「次回一緒に払うから」といってなかなか応じてくれません。このような場合、調剤拒否はできるのでしょうか。(匿名希望)

A1

難しい問題ですが、一般的には、一部負担金を支払わないという理由だけで調剤拒否をすることは困難でしょう。

薬剤師には、薬剤師法により処方せんの応需が義務づけられています(薬剤師法第21条、表1)。その際、「正当な理由」があれば薬剤師は調剤を拒否することができますとされていますが、現行の解釈としては、一部負担金を支払わないために処方せんによる調剤を拒否することは

Q  
&  
A

次回払うから。

¥□,000  
になります…



表1 処方せんの応需義務

薬剤師法(昭和35年8月10日、法律第146号)  
(調剤の求めに応ずる義務)  
第21条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、  
正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

「正当な理由」として認められないようです。したがって、たいへんかもしれませんが、何らかの理由により一部負担金を支払ってくれない患者に対しては、その保険薬局が直接催促するしか方法がないと思われま

す。ただし、保険薬局が費用徴収について十分努力しても、その患者が一部負担金の支払いにまったく応じないようであれば、一度、加入している保険者に相談してみることも1つの方法です。国民健康保険法では、保険医療機関などが一部負担金を徴収するよう努力しても、被保険者(患者)がその一部または全部を支払わないような場合には、その対応措置として、保険者が代わりに徴収できるよう定められています(表2)。

Q  
&  
A

**Q2** 長期投与について質問があります。新医薬品、麻薬、向精神薬については投与期間に制限がありますが、ゴールドデンウィークや年末・年始、また、海外渡航などの特別な理由がある場合には、その限度はどのように考えればよいのでしょうか。他の医薬品と同じように処方医の判断ということで、特に具体的な制限はないのでしょうか。(匿名希望)

**A2** 保険適用上1回14日分を限度とされている内服薬または外用薬については、特殊の事情である場合に限り、1回30日分を限度として投与することが認められています。

医師による医薬品の投与量の制限は、平成14年4月よ

表2 国保法における取り扱い

国民健康保険法(昭和33年12月27日、法律第192号)  
(療養の給付を受ける場合の一部負担金)  
第42条 (略)  
2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

り「予見することができる必要期間に従ったもの」(「保険医療機関及び保険医療費担当規則」第20条)と改正され、医師の裁量の範囲で投与することがより明確となりましたが、新医薬品・麻薬・向精神薬については、その種類に応じて1回14日分、30日分、90日分としてそれぞれ制限されています。

ただし、これら投与量について具体的な制限が設けられている医薬品であっても、ゴールデンウィークのような連休、年末・年始、そして海外渡航などの特殊の事情として認められる場合に限り、必要最小限の範囲において1回30日分まで投与することが認められています(平成14年4月4日、保医発第0404001号)。したがって、1回14日分を限度とされている内服薬または外用薬であっても、特殊の事情であれば、処方医が認める範囲内で1回30日分まで投与することができます。

しかし、通常より1回30日分ならびに1回90日分を限度とされている医薬品については、そもそも長期投与が認められていることから、特殊の事情であったとしても、それ以上の投与量は保険適用が認められていませんので、間違わないよう注意してください。